



新潟県



発行 新潟県

号外 2

平成27年 7 月24日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 44 新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則(地域政策課)
- 45 新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則(児童家庭課)

規 則

新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第44号

新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例施行規則（平成4年新潟県規則第108号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別記 第1号様式（第2条関係） 不動産取得税不均一課税申請書		別記 第1号様式（第2条関係） 不動産取得税不均一課税申請書	
不動産の 取得者 住 所 氏名又は名称及 び代表者の氏名	住 所 名 称 代表者の氏名		
資本金又は出資金の額 (略)	円 従業員の数 人		
施設又は設備の区分 (該当番号を○で囲むこと。) 1 山村振興法第8条第4項第2号に規定する地域資源を活用する製造業の用に供する施設又は設備 2 山村振興法第8条第2項第3号に規定する農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備	出資者又は 拠出者 出資金額又は 拠出金額 出資比率又は 拠出比率	円 円 % %	計 円 % 100%
(略)	山村振興法第12条第1項の規定による保全事業等の種類 (略)	第1号のイ・第1号のロ・第1号のハ・第2号のイ 保全事業等の種類	山村振興法第12条第1項の規定による認定が行われた日 年 月 日
施設 設置 又	取得 年 月 日	保全事業等の種類 第号の	取得 年 月 日

の概要

第 号の	・	・
第 号の	・	・
第 号の	・	・
第 号の	・	・
第 号の	・	・

保全事業等の種類	構	造
第 号の		
第 号の		
第 号の		

(略)

注 「用途」欄は、家屋にあつては工場、倉庫等の別を、償却資産にあつては機械及び装置の別を記入すること。

添付書類

- 1 山村振興法第12条第1項の規定による認定に係る通知書の写し
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)

第2号様式 (第2条関係)

固定資産税不均一課税申請書

(略)		
名	称	代表者の氏名
(略)		

は設備の概要

・	・
・	・
・	・
・	・
・	・

構	造

(略)

注 「用途」欄は、家屋にあつては工場、倉庫等の別を、償却資産にあつては機械、装置等の別を記入すること。

添付書類

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)

第2号様式 (第2条関係)

固定資産税不均一課税申請書

(略)		
氏名又は名称及び代表者の氏名	円	従業員の数
資本金又は出資金の額		人
(略)		

法人の概要	出資者又は 拠出者	円	円	円	円	円	計
	出資金額又は 拠出金額	%	%	%	%	%	円
	出資比率又は 拠出比率	%	%	%	%	%	100%
山村振興法第12条第1項の規定による保全事業等の種類		第1号のイ・第1号のロ・第1号のハ・第2号のイ		山村振興法第12条第1項の規定による認定が行われた日		年 月 日	

(略)

保全事業等の種類	構	造
第 号の		
第 号の		
第 号の		
第 号の		
第 号の		

(略)

- 注 1 (略)
 2 「用途」欄は、工場、倉庫、機械、装置等の別を記入すること。

添付書類

- 1 山村振興法第12条第1項の規定による認定に係る通知書の写し

施設又は設備の区分 (該当番号を○で囲むこと。)	1	山村振興法第8条第4項第2号に規定する地域資源を活用する製造業の用に供する施設又は設備			
	2	山村振興法第8条第2項第3号に規定する農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備			
	施設又は設備の概要	用途	取得年月日	事業供用開始年月日	取得価額
	家屋		・	・	円
	償却資産		・	・	円
			・	・	
				合 計	円

(略)

構	造

(略)

- 注 1 (略)
 2 「用途」欄は、家屋にあっては工場、倉庫等の別を、償却資産にあっては機械、装置等の別を記入すること。

添付書類

1 (略)	2 (略)
2 (略)	3 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第45号

新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則

新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年新潟県規則第64号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。